

## 第4章 重点施策

### 基本目標1 「みんなで手をつなぎ、子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり」

#### (1) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の孤立化、地域における養育力の低下など、子育てに対する不安や負担感が高まっています。

このため、子育て家庭に対する負担を軽減し、ゆとりをもって子育てができるよう子育て支援サービスの充実を図っていきます。

	施策	内容	担当
1	子育て支援センター事業の充実	子育てに関する相談・支援の充実に努めるとともに、情報提供、講座の開催などを通じて子育て家庭の育児不安の解消に努めます。	子育てスマイル課
2	放課後児童クラブ(学童保育)の充実	昼間、家庭に保護者がいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、新たな専用施設の建設を行うとともに、学童保育に対する支援の充実や保護者の負担軽減に努めます。また、指導員の資質向上、活動内容の充実に努めます。	教育委員会 福祉課
3	放課後子ども教室【新規】	安全・安心な放課後の活動拠点を設け、余裕教室等の活用した放課後児童クラブ(学童保育)と一体的な、または連携による事業を実施していきます。	教育委員会
4	子育て環境の整備	子育て家庭の経済的負担を軽減するため児童手当や、就学援助などの各種制度の普及に努めるとともに、子育て環境支援を行います。また、子ども会や専門機関等と連携し、様々な地域の人材や社会資源を活かしていくことの推進に努めます。	子育てスマイル課 福祉課 教育委員会

#### (2) 育児ネットワークづくりとボランティア

子育てを行っている家庭に対し、子育て支援サービスを提供していく上で、地域ネットワークを形成していくことは重要な課題となります。

	施策	内容	担当
1	育児ネットワークの活	関係機関が連携し、子育て支援サービス等の	子育てスマイル課

	用	ネットワークの形成を促進し、ボランティア活動や子育てサークル、育児ネットワークなどの住民による地域子育て支援活動など、利用者に十分周知啓発を図るとともに、地域での仲間づくりの支援拡大を図ります。	
2	子育てを支援する関係機関との連携	子育て支援活動を行っている民生委員児童委員、保健推進員、ボランティア団体などと情報提供などを行うとともに、要保護児童対策地域協議会など子育て支援をする関係機関との連携を密接にして、課題に応じた迅速な対応がとれるように努めていきます。	子育てスマイル課 福祉課
3	子育て情報の提供、相談体制の充実	要保護児童対策地域協議会における個別対応や保健師や保育教諭、教育相談員による相談体制の充実に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用した情報の提供に努めます。	子育てスマイル課 福祉課 教育委員会

### (3) 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、保育サービスに対する住民のニーズは、ますます多様化しています。

このため子育てしている人が安心して働くことができるように、利用しやすい保育サービスの提供に努めていきます。

	施策	内容	担当
1	保育環境の充実	多様化するニーズに対応できるよう各保育所機能や幼保一体化に対する施設整備を充実します。また、安心・安全で快適な施設の維持・管理に努めます。	子育てスマイル課 教育委員会
2	延長保育の取り組み	保護者の就労形態の多様化などに伴い、ニーズの動向を踏まえながら、柔軟に保育時間を確保するように努めます。	子育てスマイル課
3	保育の資質向上	幼児教育・保育の質の確保・向上、質の高い教育・保育の推進のため、保育教諭等の各種研修会への参加、こども園での研修会の開催など保育教諭等の資質の向上に努めます。	子育てスマイル課
4	その他の保育サービスの検討	休日保育、一時保育、病児・病後児保育など各種の保育サービスがあり、ニーズ調査で	子育てスマイル課

		は、それぞれに利用希望があることから、可能な範囲で実施ができるよう努めます。	
5	第2子以降の保育料無償化	第2子以降の児童を対象に、認定こども園・保育所に就園させている家庭に対し、保育料を無償とします。	子育てスマイル課

## 基本目標2 「次代を担う子ども達の健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成」

### (1) 児童の健全育成

児童数の減少は、遊びを通しての仲間意識や児童の社会性の発達に大きな影響を及ぼすため、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場や放課後、休日等の居場所づくりが必要です。

このため、子ども会の育成、世代間の交流を図るなど、町内会や地域ボランティアの協力を得て、児童の健全育成を地域全体で進めていきます。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、児童相談所、学校などの関係機関や地域との連携を強化し、適切に対応していきます。

	施策	内容	担当
1	子ども会活動の育成	地域でさまざまな交流やスポーツ活動を行っている子ども会活動を推進するとともに、子ども会活動指導者の育成に努めます。	教育委員会
2	地域活動の推進	学童保育、子育て支援センター、体育館、図書館等の公共施設など、子どもの居場所、交流拠点の整備を行っています。これらの施設を利用しながら、地域ボランティアなどと連携し、子どもたちのニーズに沿った交流活動の推進に努めます。	子育てスマイル課 教育委員会
3	世代間交流の促進	児童の健全育成において、幅広い年代の人たちと交流を進めることは重要な活動です。地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進めて、高齢者も含めた地域全体で子育て支援の環境整備が図れるよう努めます。	子育てスマイル課 教育委員会

### (2) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下と

なっています。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談の充実を図り、家庭における教育機能の向上を支援していきます。

また、生涯学習やボランティア団体の活動などとの連携のもと、地域の教育・福祉の充実に努めるなど、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を活かした活動を通して、心豊かな生き生きとしたコミュニティづくりに努めます。

	施 策	内 容	担 当
1	次代の親の育成	核家族化が進行し、幼い子どもや赤ちゃんと接する機会が少なくなっていることから生命を慈しむ心や子ども、家庭の大切さを理解できるように、保育所、こども園などで乳幼児に触れる機会を広げる取り組みを図ります。また、子育ての楽しさや家庭の大切さ、子どもを生き育てることの意義についての啓発活動に努めます。	子育てスマイル課 教育委員会
2	家庭教育の支援	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や育児に関する情報提供に努めます。	教育委員会
3	地域の教育力の充実	学校行事や文化活動の社会教育事業などを充実し、自然体験や生活体験、世代間交流など、交流活動への参加を促進します。また、祭りや行事、ボランティア活動の地域活動、スポーツ少年団等のスポーツ活動などの環境整備に努めます。	教育委員会

### (3) 教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちの自主性や社会性などの能力を伸ばし、生きる力を身につけることができるよう幼児教育や学校教育の充実が求められています。このため、基礎学習の向上を図るとともに、多様な体験活動を取り入れるなど地域と学校が連携し、特色あるこども園や保育所、学校づくりに努めていきます。

	施 策	内 容	担 当
1	幼児教育の推進	幼児期の教育環境の充実を図るため、こども園と保育所との連携を図っていきます。	子育てスマイル課
2	教育環境の充実	児童生徒一人一人の実態に応じた細やかな	教育委員会

		指導の充実を図り、創意工夫をこらした学習内容を確立し、学習意欲が高まる総合的教育活動の充実を推進します。また、国際化が進展する中であって、広い視野を持った資質や能力を育成することが重要で、情報教育、語学教育などの充実に努めます。さらに、健全な精神と健康な体づくりに努めます。	
3	鹿追ならではの学校教育の推進	「生きる力」をはぐくむという理念のもと、児童・生徒自身が魅力ある学校生活を送り、さまざまな体験を積むことを目的に、自然環境や地域の特色を活かした学校づくり活動に努めます。また、国際化に対応した姉妹友好活動に取り組むとともに、特色ある学校づくりに努めます。	教育委員会
4	幼小中高一貫教育の推進	こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校の相互協（児・児童・生徒間・教師間の交流を通じて力のもと、園（所、地域・環境学習等の合同学習を実施し、幼小中高一貫教育の推進に努めます。	子育てスマイル課 教育委員会
5	生徒指導の充実	児童生徒の理解に基づき、一人一人の存在感を高める思いやりのある指導を行い、教師と子ども、子ども同士が相互に信頼できる人間関係が育まれるよう指導に努めます。また、いじめ、不登校などについては、心の問題でもあるので、教育相談の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会や関係機関と未然防止、協力体制などの連携強化に努めます。	教育委員会

#### （４）有害環境対策の推進

家庭や地域、学校や警察などと連携し、犯罪を誘発するような環境の浄化に努めます。

	施 策	内 容	担 当
1	有害環境対策の推進	有害図書や有害サイトを始め、薬物乱用や喫煙に対する警戒感や抵抗感が薄れるなど様々な問題が指摘されています。このため、	町民課 教育委員会

	子ども達になぜ有害なのか、しっかりと伝えるための教育・指導活動に努めます。	
--	---------------------------------------	--

### 基本目標3 「子どもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備」

#### (1) 母子保健の充実

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安など憂慮すべき状況になっており、母親及び乳幼児の健康確保が必要となっています。

このため、子育て地域包括支援センターを開設し、健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談、指導体制の確保を図り、母親の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

	施 策	内 容	担 当
1	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の実施	妊娠の届出があった妊婦に対する母子健康手帳の交付と、妊婦一般健康診査を実施し、妊婦の健康保持・増進に努めます。	福祉課
2	母子保健相談及び訪問指導の実施	保健師、管理栄養士などによる妊娠中や育児中の様々な相談や発達確認を行い不安の解消に努めます。また、必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などに対して、訪問指導や相談などの産後ケア事業を行います。	福祉課
3	乳幼児健診・相談の実施	乳幼児健診（6ヶ月、12ヶ月、18ヶ月、3歳児）乳幼児相談（3・4ヶ月、24ヶ月、30ヶ月）などにより、生活習慣の確立などの育児支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促すために引き続き取り組んでいきます。また、乳幼児期の疾病や心身障がいの早期発見や早期療育を促すことに努めます。	子育てスマイル課 福祉課
4	乳幼児歯科検診、フッ素塗布及びフッ素洗口	乳幼児歯科検診において、歯の大切さやむし歯予防について指導を実施するとともに、歯磨きの重要性についての啓発に努めます。また、1歳6ヶ月児、24ヶ月児、30ヶ月児、3歳児、4歳児へのフッ素塗布、保育所・子ども園・小学校でのフッ素洗口を通じ、むし	子育てスマイル課 福祉課

		歯予防に努めます。	
5	予防接種の実施	乳幼児の感染症予防のために、予防接種を行い、その必要性和適切な時期に接種する重要性について指導及び啓発に努めます。	福祉課
6	電子母子健康手帳アプリ「母子モ」【新規】	予防接種や成長の記録、母子・子育てに関する多彩な情報発信を行うため、電子母子健康手帳アプリの提供を行います。	福祉課

## (2) 食育の推進

朝食を食べないなど、食習慣の乱れが子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図ることが望まれています。

このため、保育所や学校との連携を深めて、乳幼児期から思春期までの発達に応じた食の指導や食事づくり等の学習機会を進めるとともに、食に関する情報提供に努めていきます。

	施 策	内 容	担 当
1	妊婦・乳幼児の栄養指導・相談の実施	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養は、健康と食習慣形成の上で、重要であることから、ママパパ教室、乳幼児健診、各種相談などで個人の状況に合わせた栄養指導・相談に努めます。	福祉課
2	食育指導の実施	正しい食習慣が身につくよう給食指導を行うとともに、食生活の健康に及ぼす影響など「食」に関する学習を保育所やこども園、学校において実施するように努めます。	子育てスマイル課 福祉課 教育委員会

## (3) 思春期保健対策

子どもが大人へと成長する思春期は、心も体も大きく変化し、様々な悩みを持つ時期でもあります。

このため、学校や関係機関と連携を深め、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実に努めていきます。

	施 策	内 容	担 当
1	性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的側面から理解し、性に対する健全な態度を育成し、社会生活にふさわしい性道徳の確立に努め	福祉課 教育委員会

		ます。	
2	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深める教育を進めます。また、警察や医療機関などの関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	福祉課 教育委員会

#### (4) 医療の充実

安心して子どもを産み、子どもたちが健康で生活できる環境が必要です。

このため、病院や歯科医院など町内の医療機関と連携し、適切な医療サービスが受けられるように努めます。

	施策	内容	担当
1	医療体制の充実	親子が安心して医療が受けられるよう町内の医療機関を中心に医療の提供や情報の提供に努めます。	医療機関 福祉課

#### (5) 安心できる生活環境の整備

本町の優れた自然環境を活かしたまちづくりを進めるためには、子どもや高齢者など弱い立場の人たちにやさしい環境を提供することは重要なことです。

このため、妊産婦、子ども連れの保護者などが安心して外出できるよう、道路、公園、交通機関、公共施設等において、段差の解消などバリアフリー化を進めていきます。

	施策	内容	担当
1	安心・安全なまちづくりの推進	まちづくり計画の整備事業において、子育て家庭など買い物客が安心して外出できるように生活道路の整備に努めるとともに、自転車やベビーカーなどを利用する子どもや親子が安全に移動できるように、歩道の段差の解消などの整備に努めます。	建設水道課
2	安心して外出できる環境の整備	子育て家庭が安心して外出できるように、公共施設等の段差の解消などバリアフリー化に努めます。また、子どもの身近な遊び場である公園の安全確保のために環境整備、公園	建設水道課



		の遊具などの危険箇所の確認・補修に努めます。	
--	--	------------------------	--

(6) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、学校など関係機関と連携した協力体制を図るとともに、交通マナーの習得などの交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用など総合的な交通事故防止対策を推進します。

	施 策	内 容	担 当
1	幼児及び保護者に対する交通安全啓発	住民ぐるみの交通安全運動を推進し、意識の啓発を図るとともに、幼児及び保護者への交通安全指導などの活動の充実に努めます。子どもの安全確保からチャイルドシートの着用率向上の啓発を進めるとともに、希望者に無料貸し出しを行います。	子育てスマイル課 福祉課 町民課

(7) 犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪被害から守るため、地域住民の協力のもと、警察や関係機関との情報交換や迅速な情報提供を求めています。

	施 策	内 容	担 当
1	地域安全事業の推進	子ども110番やPTA、地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、警察との連携を強化し安全な地域コミュニティづくりに努めます。また、防犯啓発用品を配布するとともに、犯罪にあわないようにするための防犯教室などを実施し、子どもの意識の向上に努めます。	町民課

基本目標4 「子どもを尊重し、子どもが夢を持って暮らせる町づくり」

(1) 仕事と子育ての両立支援

現在の子育て社会環境は、仕事と子育てが両立しやすい条件が十分に整備されていない状況にあります。この環境整備には、保育サービスなどの充実と子育てに理解のある労働環境、社会環境の整備という視点が考えられます。

このため、地域、職場、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意

識啓発活動を推進することにより、バランスのとれた支援ができる環境づくりに努めます。

	施 策	内 容	担 当
1	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立支援をするために、保育サービスや学童保育事業の充実に努めるとともに、企業側の理解と協力による働きやすい環境を整備する必要があります。男性も含めた育児休業や出産後も仕事を続けることができるような環境づくりのために、啓発活動を行います。	企画財政課 福祉課 子育てスマイル課
2	男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	男女ともに充実した家庭生活を送るために、固定的な役割分担意識を見直し、男女平等や男女共同参画の意識を定着するための啓発活動に努めます。また、男性の家事や子育てなどの参加を促進するための学習機会や啓発活動に努めます。	子育てスマイル課 企画財政課 福祉課
3	育児ネットしかおい(ファミリー・サポート・センター事業)の促進	育児ネットしかおいは、地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように会員同士が育児の相互援助活動を行う組織です。援助は軽易で短期的・補助的なものを対象としています。会員の増加と利用促進に努めます。	子育てスマイル課

## (2) 児童虐待防止対策の充実

全国的に児童虐待が深刻化しており、その要因として、少子化、核家族化、地域の連帯の希薄化、経済的問題などが関連して起こっていると考えられます。鹿追町においても早期発見、早期対応の推進に努めます。

	施 策	内 容	担 当
1	虐待の早期発見・予防の推進	保育所やこども園、学校などと情報共有及び相談・体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護に至る総合的な支援に努めます。	子育てスマイル課 福祉課 教育委員会

## (3) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭は、子育てする上で経済的、社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えているのが実態です。

このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や自立に必要な情報提供に努めます。

	施 策	内 容	担 当
1	相談体制の充実	子育て支援センターや保健師などを中心に相談を行い、自立に向けての支援に努めます。	子育てスマイル課 福祉課
2	経済的支援の推進	児童扶養手当の支給やひとり親等の医療費助成を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めます。	福祉課

#### (4) 配慮が必要な子どもの支援

妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図って、身体面の発育不良、視聴覚障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、障がいに応じたサポートが受けられるよう支援体制を進めます。

また、国際化の進展に伴い、外国人に対する支援の充実を図ります。

	施 策	内 容	担 当
1	自立支援や相談体制の充実	障がいのある子どもが日常生活や社会生活を営むことができるよう各種制度の活用に努めます。また、相談支援事業所・発達支援センター・子育て支援センター等との連携を図り指導や相談に努めます。	子育てスマイル課 福祉課
2	外国につながる幼児への支援【新規】	両親が国際結婚など、外国籍の児童が保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、支援します。	子育てスマイル課

## 第5章 主要事業における量の見込みと確保方策

### 1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法において、子育て支援事業計画を作成するにあたっては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっています。

量の見込みの設定に当たっては、保護者に対するニーズ調査を行い、全国共通の項目について、次の方法で算出したものです。

#### ① 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

#### ② 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」

×「利用意向日数（日）」＝「量の見込み（人日）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」

×「利用意向日数（回）」＝「量の見込み（人回）」

なお、本町の令和2（2020）年度から6（2024）年度までの計画期間における幼児・児童の人口推計はコーホート法により次のとおりと推定しました。

#### 【人口推計】

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	47	48	48	48	48
1歳	49	50	51	51	51
2歳	52	49	50	51	51
3歳	44	52	49	50	51
4歳	57	43	51	48	49
5歳	38	54	41	48	45
6歳	46	39	56	42	50
7歳	49	47	40	57	43
8歳	56	48	46	39	56
9歳	43	55	47	45	38
10歳	53	43	55	47	45
11歳	48	54	44	56	48